

# 緊急事態における防護対策の考え方

放射性物質の放出が始まる前に被ばく防護措置を実行

プラントの状況に基づく判断  
(緊急時活動レベル：EAL)



防護措置  
(確定的影響の防止あるいは最小化)  
避難、安定ヨウ素剤の予防服用…

空間放射線量率に基づく判断  
(被ばく防護レベル：OIL)



防護措置  
(確率的影響のリスクの低減)  
避難、一時移転、飲食物摂取制限…

防護措置を適切に実施する  
ために「緊急事態」を3つ  
に区分し、どの区分に該当  
する状況かを基準(EAL)  
で明確化

**EAL**

**OIL**

事態の進展

EAL1

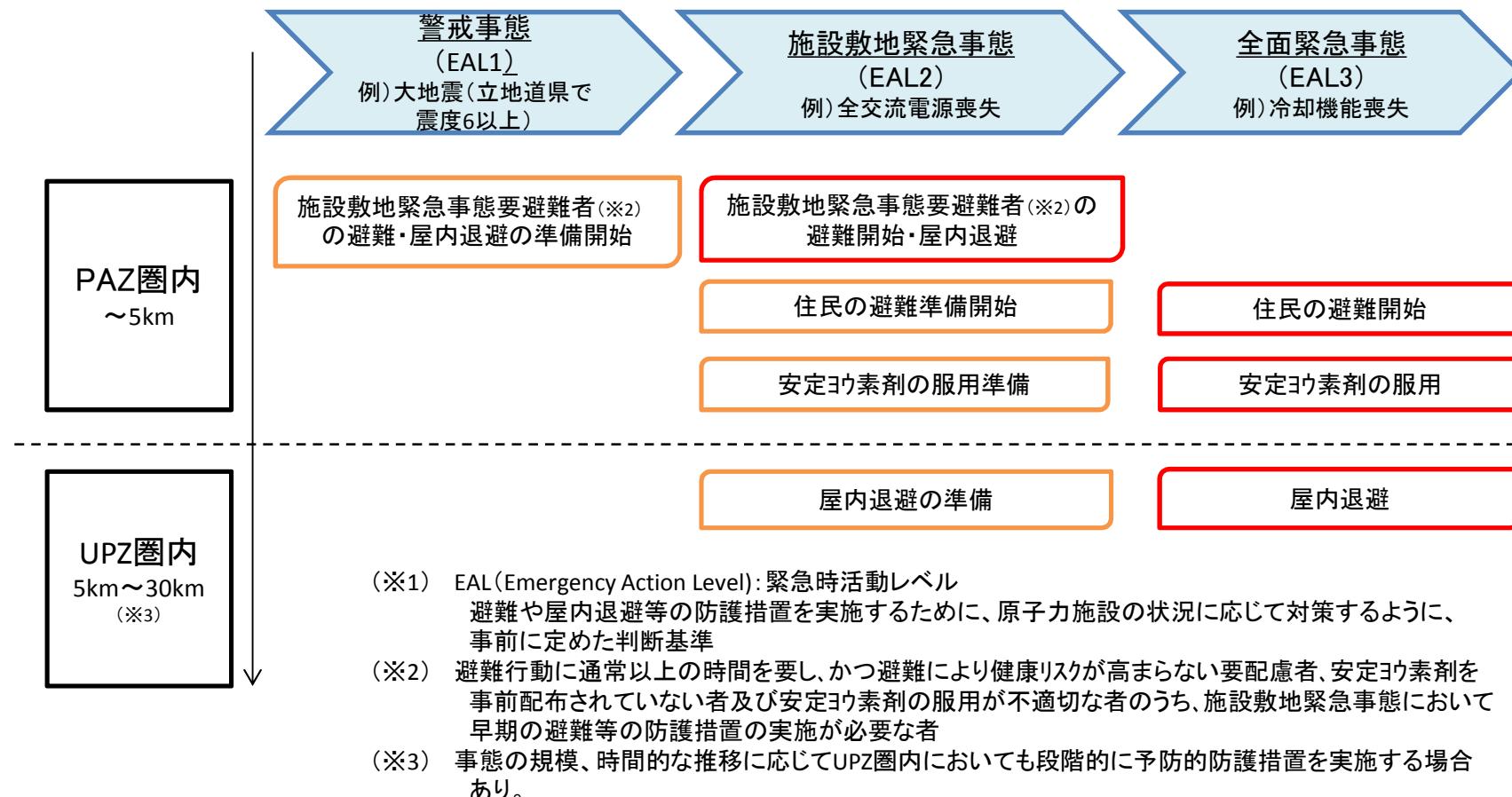
EAL2

EAL3

：

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置(緊急時活動レベル:EAL(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置(運用上の介入レベル:OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

